

# 議会定例會議録

令和7年9月9日

岩出市議会

## 議事日程（第2号）

令和7年9月9日

開 議	午前9時30分
日程第1	議席の指定
日程第2	諸般の報告
日程第3	議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第4	議案第48号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	議案第49号 令和6年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第50号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7	議案第51号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第52号 令和6年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
日程第9	議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について
日程第10	議案第54号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号)
日程第11	議案第55号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第56号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第57号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第58号 岩出市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第60号 令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第61号 令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第62号 令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

号)

日程第19 議案第63号 市道路線の認定について

日程第20 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出  
について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第47号から議案第53号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第54号から議案第63号までの議案10件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第1号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

～～～～～～～～～～～～

#### 日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

～～～～～～～～～～～～

#### 日程第2 諸般の報告

○玉田議長 日程第2 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～

#### 日程第3 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について

～

#### 日程第9 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定認定について

○玉田議長 日程第3 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第9 議案第53号 令和6年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願ひいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願ひいたします。

1番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第47号の質疑をお願いします。

○大上議員 議案第47号 令和6年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、通告どおり、5点について質問をさせていただきたいと思います。全て主要施策の成果説明書からの質問となります。

1点目に、16ページの岩出市の巡回バス運行補助事業について、あいあいカードの発行件数についてお聞かせください。2点目に、利用者目標数を3万4,280人と定めた根拠についてお聞きしたいと思います。

2点目に、20ページ、自治会振興助成事業についてですが、申請率が83.84%となっているのですが、未申請の団体に対して再度案内はしているのでしょうか。

3点目として、25ページのメール配信サービス事業についてですが、LINE友達数が急激に増加していますが、この要因としてはどのようなものがあったのか。また、LINE友達数の当該年度の目標数について、お聞かせ願いたいと思います。

4点目に、76ページの家庭児童等相談事業について、子ども家庭支援ネットワーク会議の人員数と選任方法、また年1回の開催とあるのですが、いつ頃行うのか、また会議の内容についてお聞かせください。同じく、実務者会議の人員数と選任方法について、また年18回の開催とあるのですが、会議内容についてお聞かせください。そして、現在も継続的に注視している児童の人数について、どれぐらいあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

5点目に、144ページの図書館運営事業についてですが、入館者数と貸出し人数が増えているのですが、貸出し点数の減はどう考えているのか。また、自習席の利用状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 おはようございます。

大上議員ご質疑の令和6年度一般会計歳入歳出決算認定についての1点目と2点

目についてお答えいたします。

まず1点目の岩出市巡回バス運行補助事業につきましては、あいあいカードにつきましては、社会福祉課及び保険介護課にて発行しており、その発行件数は、令和6年度末時点2,870件となっております。

次に、岩出市巡回バスの利用者目標数につきましては、第3次岩出市長期総合計画において、最終目標を令和12年度に4万2,000人と設定しており、その目標に向けて段階的に引き上げている途中の数値であります。なお、4万2,000人という最終目標については、過去最高の利用者数を記録した平成26年度の数値を参考に、コロナ禍による利用者減少を考慮して設定したものですが、回復が遅れている現状でございます。

次に、2点目の自治会等振興助成事業についてお答えいたします。岩出市自治会等振興助成金の要綱において、提出期限を5月31日と定めており、提出期限を過ぎた未申請の団体に対しては、再度の案内は行っておりません。

以上です。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 大上議員のご質疑3点目、メール配信事業についてお答えします。

岩出市LINE公式アカウントは、令和5年2月から運用を開始しており、令和5年度末時点の友達数は1,083件でした。LINEは、SNSの中でも全年代の利用率が高く、情報発信手段として迅速性もあることから、多くの方に活用していただきたいと考え、令和6年度の友達数の目標は、おおむね2倍の2,000件としておりました。

その目標を達成するため、令和6年度に利用者の方が必要な情報を受け取りやすくできるように、リッチメニューや配信カテゴリーについての見直しを行いました。友達数の増加の主な要因は、この見直しについて、特集記事を広報7月号に掲載したことによるものと推察しております。この広報紙が配布された6月下旬頃から7月末の間で、友達数が858件増加しており、顕著な成果が出ていると考えられます。

なお、令和6年度末の友達数は2,480件ですので、目標達成率は124%となっており、今後も岩出市LINE公式アカウントの利用者増加に努めてまいります。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員のご質疑の4点目、家庭児童等相談事業についてお答えいたします。

こども家庭支援ネットワーク会議の人員数は、令和7年8月末現在で17名です。選任方法は、各関係機関の職員等の中から推薦いただき、市長が委嘱しています。会議については毎年2月に開催しており、年間の要保護、要支援相談対応についての報告や研修等を実施しています。実務者会議の人員数は、令和7年8月末現在で32名です。選任方法については、特に市からの委嘱はしておらず、日頃から連携いただいている関係機関から担当職員に参加していただいています。会議内容については、新規の虐待等のケース内容の報告、重症度及び援助方針の決定、継続ケースの経過報告、重症度及び援助方針の見直し等を行っています。

現在も継続的に注視している児童の人数についてですが、現在関わっているケースの人数は、令和7年8月末現在で363名です。特に注視している要保護児童は194名です。

○玉田議長 岩出図書館次長。

○佐野岩出図書館次長 5点目のご質問の貸出し点数の減少についてですが、入館者数や貸出し人数が増加している一方で、貸出し点数が減少している背景には、図書館の利用目的の多様化があると考えております。自習席の利用、企画展示やワークショップの参加型イベントの開催など、図書館が提供するサービスが広がっております。これにより、図書館は本を借りる場所から、市民の学びや交流の場としての役割へと広がりを見せており、利用者の目的も借りるから滞在して活用するへと変化しているのではないかと考えております。

コロナ禍以降の行動変容もあり、単年度で分析し切れるものではありませんが、このような変化は、図書館が地域社会において、より多様な価値を提供しており、利用の質の変化であると捉えております。

続いて、自習席の利用状況ですが、令和5年9月30日から自習席を12席設置したところ、令和5年度の利用者は累計587人、令和6年度は累計2,450人となり、月平均で前年度の約2倍の利用がありました。利用者層は幅広く、テスト期間中の学生をはじめ、資格試験に向けた学習者や、お孫さんとともに利用される高齢の方など、様々な目的で利用されています。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 3点、質問したいと思います。

自治会の振興助成事業についてですけども、再度申請をしてくださいという案内をしていないということでしたけども、5年度、また4年度も、ほぼほぼ80%ぐら

いの申請率ということで載ってたように思います。特定した団体が申請できていないのか、またその団体数はどれぐらいの人数なのかということをお伺いしたいと思います。

非常にその自治会にとったら資源の一番の大きな資源になるかというふうに思いますので、そこの点、お伺いしたいと思います。

あと、3点目のメール配信サービス事業のLINE友達数の当該年度の目標数について、ちょっとお伺いできてなかったんで、その人数、LINE友達数の目標数、今年度の目標数をお聞かせ願いたいと思います。そしてまた、取組、昨年度はそういった内容で、広報、市に載せていうことで、急激に上がったという要因があったと思うんですけども、今年度のその目標数と取組をどうしていくかというのをお伺いしたいと思います。

そして、4点目の家庭児童等相談事業の中の注視している児童の人数、特に注視している要保護児童の194名について、主な問題の点についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

まず、自治会等の振興助成金の申請数におきまして、6年度実績ですが、自治会の総数が396団体ございます。振興助成金を交付した団体数が332団体、未申請が64団体となっております。

当初、自治会長に個別で案内のほうを送付しております、宛所に尋ね当たらぬというようなものが来た場合には調査を行っておりますが、再度なぜ申請しないかの突っ込んだ問合せ等はしておらない状況でございます。

それから、なお自治会等の活動におきましては、防犯や災害対策、まちの美化活動など、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりには、自治会活動は欠かせない重要なものと認識しており、要綱において、原則は受理しないものと定めておりますが、やむを得ないと認める場合には、期限後であっても受理し、交付しておる状況でございます。

以上です。

○玉田議長 情報推進室長。

○福岡情報推進室長 大上議員の再質疑のメール配信サービス事業についてお答えします。

L I N E の友達数の目標ですが、令和 6 年度 2,000 件、令和 7 年度は 3,000 件を目標としてございます。令和 7 年度は、小中学生の保護者の方にチラシを配布し、子育て世帯の登録者数の増加を図りました。また、少しでも多くの住民の方の目に触れるよう、毎月、広報紙に二次元コードを掲載するようにしております。今後も友達登録していただいている利用者の方が使いやすくなるように検討してまいります。

○玉田議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 大上議員の再質疑についてお答えいたします。

注視している要保護児童の主な問題は、ということですが、心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト等の虐待ケースが主になっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2 番目、市來利恵議員、質疑時間 30 分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第 47 号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第 47 号 令和 6 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行いたいと思います。

まず 1 つは、岩出市的一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見書、ページ数が 3 ページ、不用額についてです。7 億 252 万 779 円について、分析と見解についてお答えをお願いします。

ページ数が 4 ページ、財政調整基金について、財政調整基金比率は、また推移について、過去 5 年間でお答えください。

ページ数は 6 ページ、収入未済額の被措置者及び扶養義務者徴収費、生活保護費返還金について、これについての要因についてお答えください。

主要施策の成果説明書からページ数、22 ページ、2 款 1 項 1 目物価高騰対策水道基本料金免除水道事業会計繰出金、これ、物価高騰対策として水道の免除をしているんですが、市民からの評価はどうかという点をお聞きしたいと思います。

ページ数、28 ページ、8 款 1 項 1 目岩出市地域防災訓練について、参加者増に向け、次年度の訓練方法等について検討とありますが、10 月 26 日にも今年度の防災訓練が行われます。その中で検討した内容等々についてお答えください。

ページ数が 34 ページの 2 款 1 項 8 目の消費生活センター運営事業です。相談で多い内容はどのようなものか。また、相談体制の充実を図るとしているが、その内容

についてお答えください。

次、60ページです。4款1項2目アピアランスケア支援事業について、申請者全ての方に助成することができたのか。あとは、助成額に対する市民の反応や制度の評価についてはどうかということをお聞きします。

最後に、101ページの7款4項1目空き家等対策事業で、事業への評価はどうか、また課題は何かというのをお答えをお願いします。

○玉田議長 答弁願います。

財務課長。

○広岡財務課長 市來議員のご質疑、1点目、2点目についてお答えいたします。

不用額7億252万779円につきましては、健全財政の堅持を市の財政運営の軸として、これまで行財政運営を取り組んできており、全局的にコスト意識を持ち、それぞれの所管における事務事業を執行したことによるものであると考えております。

次に、財政調整基金比率と推移についてお答えします。

令和6年度決算における財政調整基金比率は20.4%となっております。5年間の推移では、令和2年度15.7%、令和3年度18.8%、令和4年度19.8%、令和5年度21.0%となります。

○玉田議長 保険介護課長。

○中井保険介護課長 市來議員ご質疑の被措置者及び扶養義務者徴収費の収入未済の要因についてお答えいたします。

非措置者及び扶養義務者徴収費とは、養護老人ホームに措置入所した場合、本人及びその出身世帯の扶養義務者の収入等に応じ、負担金を徴収するものです。令和6年度の収入未済は、被措置者分と扶養義務者分の計2件分で、要因は、非措置者分については、認知症で金銭管理が困難な方であり、成年後見人が決定するまでの間、納付することができず、収入未済となったものです。

また、扶養義務者分については、税法上の控除の申告がなされておらず、徴収額が例年より高く出たため、収入未済となったものですが、現在は控除の申告により徴収額が減額しており、いずれのケースも令和7年度中に完納見込みとなっております。

○玉田議長 社会福祉課長。

○福田社会福祉課長 市來議員ご質疑の収入未済額のうち生活保護費返還金に関する要因についてお答えいたします。

生活保護費の返還金が発生する主な要因といたしましては、遡っての年金の受給、

または交通事故等に伴う賠償金の受領により、生活保護法第63条に基づく返還義務が生じる場合のほか、虚偽または不実の申告、その他不正な手段により生活保護を受給していた場合における同法第78条に基づく返還金がございます。

また、これらの返還金が収入未済となる主な理由といたしましては、滞納者の経済的困窮により一括での納付が困難な場合や、滞納者の死亡により相続人に返還義務が生じたものの対応が困難な場合などが上げられます。

○玉田議長 総務課長。

○西浦総務課長 市來議員ご質疑の物価高騰対策水道基本料金免除についてお答えいたします。

水道基本料金の免除については、令和6年8月から11月までの4か月分の水道料金のうち、基本料金の免除等に要する費用を水道事業会計に繰り出したものです。

市民からの評価については、アンケート等は実施しておりませんが、現在も物価が高騰し続ける中、基本料金の免除をすることで、一部の市民からは金銭的支出が少しでも抑えられ助かったなどの声があったと聞いており、好評であったと考えております。

以上です。

○玉田議長 危機管理監。

○永長危機管理監 次に、地域防災訓練についてお答えいたします。

参加者増に向けての検討内容としまして、昨年度好評であったスタンプラリー形式を継承し、若年層に対して訓練参加への敷居を下げるとともに、新たな訓練として、避難所体験として、段ボールベッド、段ボールパーティション設置訓練、また感震キーボックス、防災備蓄倉庫の紹介などを実施予定としております。訓練を通じて避難所を知ってもらうことで、防災意識の向上に努めます。

また、全戸配布に加え、保育所、小学校に対するチラシや市ウェブサイトにより広報を行ってまいります。

○玉田議長 市長公室次長。

○西浦市長公室次長 続きまして、消費生活センター運営事業についてお答えします。

消費生活センターの相談で多い内容は、インターネットを利用した通信販売です。令和6年度の相談件数は全体で226件、そのうち72件、31.86%が通信販売によるものでした。2番目に多いのが店舗購入で44件、19.47%でした。

続いて、相談体制の充実を図るとしている内容についてですが、消費者トラブルによる相談体制について、令和5年度までは紀の川市との協定により、週2回専門

の相談員による相談窓口を開設しておりました。体制強化のため、令和6年4月1日に消費生活センターを開設し、月曜から金曜日、閉庁日を除き、午前10時から午後4時まで、電話、来所、さらにウェブフォームにより受付しております。相談については、消費生活相談員資格を有する職員2名で対応しています。今年度はさらに相談員の対応能力の向上に努め、消費生活相談窓口の機能強化を図ります。

具体的には、現地研修だけでなく、オンラインでの研修も積極的に受講し、相談員のスキルアップに力を入れてまいります。昨年開始いたしましたウェブフォームによる相談もご活用いただけるよう、周知をさらに図ってまいります。今後も相談内容の傾向に注視し、各機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ってまいります。

○玉田議長 地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長 市來議員のご質疑のアピアランスケア支援事業についてお答えいたします。

申請者全ての方に助成することができたか、につきましては、令和6年7月に事業を開始し、年度末までに申請のあった15件全ての方に助成しております。

続いて、助成額に対する市民の反応や制度の評価はどうか、につきましては、市民の反応としましては、とても助かりますといった声をはじめ、多くの方から本制度により助成を受けられることに対する感謝の言葉をいただいております。

一方で、少数意見ではありますが、医療用ウィッグは比較的高額であることから、助成額に関して、2万円ですかといった質問をいただくこともあります。制度の評価につきましては、助成を通じて、がん患者等の経済的負担の軽減のみならず、外形の変化による精神的な負担の軽減にも寄与できたものと考えております。

また、本年度は、現時点で既に15件の申請があることから、本事業の周知が徐々に進んできているものと考えております。

○玉田議長 都市計画課長。

○正木都市計画課長 市來議員のご質疑にお答えします。

空き家等対策事業では、管理不全空家の抑止を図るため、空家特措法に基づく改善指導をはじめ、地域都市再生事業、空き家バンク事業に取り組んでいます。まず、改善指導については、相談等のあった管理不全空家に対し、通知、面談等の対応を再々行いながら、全体で80.3%の改善となっています。100%とはなっていませんが、対前年度13.01%の増加となりますので、管理不全空家の改善に向け、一定の成果を上げていると考えています。

次に、地域都市再生事業、空き家バンク事業の両事業については、令和5年度から事業実施し、これまで地域都市再生事業では3件の空き家の除却を行い、うち2件については、接道の拡幅等、建築可能な土地への再生など、地域の都市再生に取り組んでいます。

また、空き家バンク事業についても、徐々にではありますが、バンクへの掲載物件が令和5年度の3件から、令和6年度は8件に増え、成約の実績も出ています。両事業ともに、今後もさらなる充実を図るため、未利用物件の所有者に対し、引き継ぎ制度の啓発に取り組んでまいります。

次に、課題についてですが、空き家は個人等が所有する私有財産であるため、所有者等にきちんと管理していただくための意識づけが最も重要と考えています。そのため、所有者等の意識不足、未相続等による所有者等の特定、遠方居住等へのアプローチの難しさが課題と考えてございます。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、不用額の考え方としてですけど、2つの考え方ができると思います。不用額は多いほどいいという、節約をしたという考え方、今、先ほどおっしゃったのが多分そうだとは思うんですが、逆に不用額が少ないほうがよい、行政執行がなされたという考え方、不用額について、先ほどの総務部長の答弁であれば、よくぞ残してくれたというか、職員たちがコスト意識が高かったために残ったというふうにおっしゃったんですが、もっと市民のニーズに、逆に考えれば応えられたのではないかという形で考えられるわけです。

そうしたことについてどう考えるのか。逆に不用額がこれだけ7億出ているということは、別の制度、別の支援、別の事業ができたのではないかと考えるわけですが、その点についてお答えをしていただきたいと思います。

財政調整基金ですね、財政調整基金比率というのは大体10%が適正水準だと言われております。そこから見ると、岩出市の場合は20.4%、去年、令和5年が21.0%、高い水準で来てると思うんですね。この点については、どのように考えておられるのかということをお聞かせください。

次、収入未済額の生活保護費返還金についてなんですが、先ほど報告があった中で、ちょっと不正とか、虚偽とかの形での申告で返してもらってないという部分もあるという形なんですが、大体どれぐらい、それがあるのかという点、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。また、対策としては、どういうふうな形で対策を取つ

ておられるのかです。

次は、地域防災訓練についてです。防災訓練でいろんな形で想定をしながらやれると思うんですが、実際に歩いて、災害が起ったときに、避難所に来る方もいれば、もちろん車だって考えられるんですが、車を受け入れられるような体制を取った防災訓練というような形の必要性はないのかなというふうに、ちょっと考えるところがあるんですが、そうしたことを取り入れながら、訓練をしていくというような考えはないのかという点をお聞きをしたいと思います。

最後は、アピアランスケアについて、ウイッグについては高いんで、当然、少ないんではないかというふうに言われる方が多分多いと思うんです。そういう点で、今後、この点について、増額だったりというようなお考えはないのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず不用額についてのこと、市民ニーズにもっと応えられたのではないかと。7億あるということは、別の支援もできたのではないかと、そういうご質問やったと思うんですが、当初予算で組ませていただいた予算の内容につきましては、予期せず中止となった夏まつり等はございますけれども、全く未執行となった事業はなく、コスト意識を持ち、取り組んだことによる経費の節減、それから入札契約効果による事業費の減などによる不用額であると考えております。

市民ニーズにつきましては、予算のほうに計上させていただいた、それをほぼ執行させていただいたという形で考えております。

それから、7億についてなんですけども、確かに7億、金額だけ聞くと、すごく大きい数字になるかと思うんですが、最終の現計予算額、これが224億3,000万ございます。全体としては3.1%の不用額という形になっておりますので、執行率は96.87%の執行率となっております。執行につきましては、ほぼできているかというふうに考えております。

次に、財政調整基金についてです。財政調整基金、10%が適正水準であると言われていると。これは高いのではないかというご質問やったと思います。財政調整基金比率につきましては、実は10%とも言われることもあるんですが、国から明確な基準というのは、特には出されておりません。しかしながら、令和5年度の決算数値なんですけども、20.4%というところなんですけども、本市の類似団体、岩出市

と財政規模や人口等が似通った団体、これ国のはうで指定されておりまして、この類似団体における比率の平均、これは19.7%というふうになっております。

このことから、本市財政調整基金の規模は、過大でも過小でもなく、おおむね適正な規模であると認識しております。今後も財政調整基金や不測の事態に対応のため適正な基金残高の確保に努めてまいります。

それから、地域防災訓練についてもお答えさせていただきます。

訓練の中で、歩いてくる人、中には車で来る人もおられるんではないかと。そういう人の受入体制はどうかというお話をしました。確かに車の方もおられると思うんですが、今回、各小学校等、お近くの場所に訓練会場を設けさせていただいて、そこへ来ていただくということで、現場で安否確認、初動体制というところで、安否確認していただいた上で、来ていただくような形を取っております。車につきましては、今のところ、安否確認していただいて、皆さんに来ていただくという形で、場合によっては倒壊等で車も動けない状況もあるかと思いますので、現状のところ、車での訓練というのは考えておりません。

以上でございます。

○玉田議長　社会福祉課長。

○福田社会福祉課長　市來議員の再質疑の生活保護の返還金の不正、不実な件数、どれぐらいあるのか。また、その対策はというところにお答えします。

令和6年度末現在で、生活保護法第78条、不正の申請、その他不正な手段により保護を受けた方で、収入未済になっている件数が22件ございます。22件のうち、既に保護廃止になっている方が20件、そのうち死亡されている方が8件ということで、非常に我々も苦慮しているところでございます。

その未収金に対する滞納対策につきましては、督促状や催告状の送付、あと分割納付の相談、相続人の状況調査など、滞納対策に現在取り組んでいるところでございます。また、不正に陥らないために、生活保護費の適正受給への指導を含め、収入申告等の届出義務の説明、訪問による生活状況等の把握、課税調査による収入確認など、不正受給の抑止対策にも取り組んでおるところでございます。

以上です。

○玉田議長　地域包括支援センター長。

○田村地域包括支援センター長　市來議員の再質疑、アピアラ NSケア支援事業の助成額を見直す考えは、についてお答えいたします。

助成額につきましては、和歌山県がん患者アピアラ NSケア支援事業の補助基準

額内で助成していること、また、市が実施する他の福祉サービスとのバランスも考え、現在の助成額を定めているところであり、現在のところ、見直す考えはございません。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第47号から議案第53号までの議案7件に対する質疑を終結いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第53号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第53号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条の規定により、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第47号から議案第53号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第53号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定により、歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲を併せて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたします。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、決算審査特別委員会委員に、西野峻也議員、田中宏幸議員、杉本直哉議員、田畠正昭議員、尾和正之議員、牛田佑佳議員、以上6人を指名いたします。

ただいま選任いたしました委員の皆様に通知いたします。本日、本会議散会後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

休憩	(10時16分)
再開	(10時29分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～

日程第10 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）～

日程第19 議案第63号 市道路線の認定について

○玉田議長 日程第10 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件から日程第19 議案第63号 市道路線の認定の件までの議案10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、発言を許します。

質疑は、発言席からお願ひいたします。

1番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第54号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 議案第54号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度岩出市一般会計補正予算第3号）の説明書5ページに対しての定額減税補足給付事業についてお伺いしたいと思います。

定額減税補足給付金（不足額給付）の対象者7,400件について、案内方法と手続済み件数は何件でしょうか、お伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員のご質疑にお答えします。

定額減税補足給付金（不足額給付）につきましては、8月広報及び市ウェブサイトに給付金の概要等を掲載して周知を行っております。また、支給対象者には8月12日以降に支給のお知らせを順次送付しており、9月2日時点で計5,951件発送しています。そのうち、振込口座が分かっている対象者5,703人には、9月10日に支給する予定としております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 対象者7,100件ということですが、5,951件の発送ということです。あとの残り1,000何がしというのは、どのようにご案内するんでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質疑にお答えいたします。

当初に、9月2日時点で5,951件、順次発送しておりますが、9月2日時点で5,951件発送しております。今後なんですが、9月11日にまた支給のお知らせというのを、第二弾で590件送らせていただきます。当初の7,100件という見込みなんですけども、今回、初といいますか、今までやったことのない事業というところもございまして、この支給ができないと困るというところもありますんで、うちで分かっている分は、ある程度、かちっと固めたんですが、転入されている方などで、どれぐらいの規模があるのか分からないので、その分はちょっと多めにはなっている形になっております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 議案第59号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第4号）について、  
3款2項3目14節の工事請負費の内容についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○太田子ども家庭課長 大上議員のご質疑、3款2項3目14節工事請負費の内容は、  
についてお答えいたします。

山崎保育所遊戯室のエアコン室外機のコンプレッサーが作動不良となり、室内機  
のエアコンが作動しなくなつたため、緊急に取替え工事を行うほか、1歳児部屋の  
室外機及び室内機についても調査点検の結果、経年劣化により取替え工事を行うも  
のです。

工事の取替え台数については、遊戯室が室外機3台、室内機6台、1歳児部屋が  
室外機1台、室内機1台となっております。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2番目、市來利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごと  
に質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第55号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第55号について質疑を行います。

住登外者とは、市に住民基本台帳に記載されていないものをいうが、どのような  
方が該当するのかという点と、固有の番号を付番とあるが、宛名番号とは何か。ま  
た、宛名番号は現時点でも使用していると思うが、何が変更されるのかについてお  
答えください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市來議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目のどのような方が該当するのかについてですが、住民票を置いてい  
ないが、課税や何らかの行政サービスを受ける必要がある人が該当することになり  
ます。本市に不動産等を所有しており、本市が固定資産税を課税する方や、市外の  
高齢福祉施設への入所に伴い、市の被保険者資格を継続したまま転出する方などが  
該当いたします。

次に、2点目の宛名番号とは何かについてですが、本市が利用する基幹系システ

ムの中で、個人を識別するために付番される番号です。住民票コードや個人番号とは異なる番号であり、あくまで本市のシステム内でのみ利用する番号です。

3点目の何が変更されるかについてですが、実務上の変更はございません。ただ、住登外者の管理を行うために、現在利用している宛名管理システムが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合したシステムへ移行する際には、住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられることになっており、この機能を扱う事務については、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたものでございます。

以上です。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 作業時間としてはどれぐらいの時間を見込んでいるのかというのと、システムの移行時期についてお答えください。

○玉田議長 答弁願います。

情報推進室長。

○福岡情報推進室長 市來議員の再質疑についてお答えします。

情報システムの標準化の対応についての作業時間ということでございますが、こちらのほうは、今、順次システムの整備を進めているところで、時間というよりは期間として11月の25日を本稼働として進めております。今も準備しているところでございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第54号から議案第63号までの議案10件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第63号までの議案10件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～

日程第20 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について

○玉田議長 日程第20 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 発議第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年9月9日提出

提出者 岩出市議会議員 三栖慎太郎

賛成者 岩出市議会議員 大上 正春

賛成者 岩出市議会議員 井神 慶久

賛成者 岩出市議会議員 福岡 進二

賛成者 岩出市議会議員 市來 利恵

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、冤罪被害者救済を目的として、刑事訴訟法の最新規定を国において速やかに改正されるよう意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、説明といたします。

○玉田議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を9月18日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を9月18日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時42分)